

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年2月22日)

## 【件名】

- 令和5年度第4回子育て王国とっとり会議の開催結果について  
(子育て王国課) . . . . 2
- 米子児童相談所の運営に関する第三者評価の結果について  
(家庭支援課) . . . . 4
- 鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)素案に係る  
パブリックコメントの実施について  
(家庭支援課) . . . . 6
- 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について  
(子ども発達支援課) . . . . 11
- 令和5年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について  
(総合教育推進課) . . . . 12

子ども家庭部

## 令和5年度第4回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和6年2月22日  
子 育 て 王 国 課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」(以下「王国会議」という。)について、第4回会議を開催したので、概要を報告します。

### 1 開催概要

- (1) 日 時 令和6年2月7日(水) 午前10時から11時30分まで
- (2) 場 所 鳥取県庁特別会議室
- (3) 出席者 鈴木会長ほか委員16名(うち2名はオンライン出席、委員の過半数以上の出席)

### 2 議事概要

#### (1) 「シン・子育て王国とっとり計画(仮称)」案の審議

こども・子育て施策を一体的に推進する「シン・子育て王国とっとり計画(仮称)」の今年度中の策定に向けて、計画案(別紙)について意見を伺った。

#### 【主な意見】

##### ○「はじめに、基本的方針、推進体制」の部分について

- ・取組の繋がりや推進体制が分かる図があると分かりやすい。
- ・子育てをしていた母親が起業して子育て支援活動をされる例も増えているので、県が連携協力する対象として、市町村と子育て支援団体のほか個人を加えると良い。

##### ○「子どものライフステージに応じた切れ目のない支援」について

- ・育休中に子育て支援センターを利用される方が多い。復帰後は仕事に追われ余裕がなくなるので、この時期は親の役割や子どもの育ちのことを伝えるいい期間になるため、センターの役割や現状を詳しく書いてはどうか。
- ・仕事との両立のために、病児保育が充実していくと良い。
- ・人権について、子どもが自分の権利をしっかり知っていること、自分が助けてほしい時にどんな所があるかということを知っていることが大事。
- ・地域食堂や子どもの居場所づくり、フリースクールの運営がボランティア頼みで厳しいところがある。次世代の人材への活動継承も悩みである。
- ・地域食堂等について、学生も力になれる。高校生や大学生に情報を教えてもらえると手伝う若者は多いと思う。
- ・地域とのかかわりが薄い人ほど情報を知らないなので、地域の子どもの居場所づくりの推進に加え、情報発信の推進を追加してほしい。

##### ○「子育て当事者への支援」について

- ・男性育休取得率85%という目標が掲げられているが、中小企業では男性育休が取得されている実感がない。女性同様、男性も育休取得することを雇う段階で事業主に意識してもらうことが必要。時代が変わったんだというメッセージをどんどん発信していただきたい。
- ・育休後も看護休暇等が取得しやすい雰囲気づくりや、有給休暇を取ることが当たり前の職場づくりの後押しをお願いしたい。

##### ○「特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援」について

- ・母子生活支援施設入所者について、状況が逼迫する前に施設を利用していただき、親子が笑顔になれる状況を早く作っていただけるとよい。

#### (2) 報告事項

とっとり自然保育認証審議部会の開催結果として、住吉保育園(米子市、私立保育園)を新規に認証したことを報告した。

### 3 今後の予定

委員意見を反映した計画の最終案を第5回王国会議に諮り、今年度中に計画を策定する。

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

- 1 設置根拠 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条
- 2 設置時期 平成26年5月26日
- 3 所掌事務
  - (1) 子育て王国とっとり条例関係
    - ① 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
    - ② 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
    - ③ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
  - (2) 子ども・子育て支援法関係
    - ① 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
    - ② 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 4 委員構成（任期：令和6年9月4日まで）

分野		所属等	氏名
学識経験者		鳥取大学地域学部教授	鈴木 慎一郎
		鳥取短期大学教授	近藤 剛
公募委員		自営業	津村 雄一
		フリーアナウンサー	濱井 丈栄
子育て中の方		鳥取県PTA協議会評議委員	徳田 めぐみ
他県から移住された方		八頭町地域おこし協力隊 (八頭町商工観光室)	中村 聡志
結婚・子育てなど若者のライフプランの形成支援に取り組まれている方		(株)そうだんひろば代表取締役 (ファイナンシャル・プランナー)	伊木 恭憲
地域で子育て支援に取り組まれている方	児童館関係・子どもの貧困対策	倉吉はばたき人権文化センター所長	山下 千之
児童福祉	保育所	浜坂保育園園長	小嶋 美恵子
	母子生活支援施設	米子聖園コスモス施設長	本城 貴子
	認定こども園	認定こども園ひかりこども園園長	久野 芳枝
保健・医療	医師(小児科)	石井小児科クリニック	石井 祥子
	歯科医	岸本歯科医院院長 (鳥取県歯科医師会理事)	岸本 匡史
教育	幼稚園	かもめ幼稚園園長	小早川 君子
	家庭教育	児童書を楽しむ会つくしんぼ代表	山田 節子
産業		公益社団法人日本青年会議所 中国地区鳥取ブロック協議会会長	伊東 英知郎
労働		社会保険労務士	川崎 古春
結婚支援をされている方		結婚サロンアプローズ代表	禮場 夏江
市町村		鳥取市健康こども部こども家庭局 幼児保育課課長	濱田 寿之
		米子市こども総本部こども相談課係長	小林 悠
若者（とっとり若者活躍局）		鳥取大学地域学部2年	井上 柊
		公立鳥取環境大学経営学部3年	藤原 洋希
		(株)週末住人	松浦 生
		社会人	齋鹿 梨也

## 米子児童相談所の運営に関する第三者評価の結果について

令和6年2月22日  
家庭支援課

令和5年度に実施した米子児童相談所の運営に関する第三者評価（以下「第三者評価」という。）の結果を報告します。

### 1 概要

児童相談所体制強化の一環として、令和5年度から県内の児童相談所が3年に1回、児童相談所の運営に関する第三者評価を受審する取組を開始した。（令和6年度は倉吉児童相談所が受審予定）

※児童福祉法において、児童相談所の運営に関する第三者評価の受審は、努力義務とされている。

### 2 評価機関（一般社団法人日本児童相談業務評価機関（東京都北区、2021年10月設立））

児童相談業務の第三者評価を行うことを目的に設立され、国が作成した児童相談所及び一時保護所に対する第三者評価ガイドラインの作成委員を中心に構成された団体。（全国の児童相談所で年間約30件程度の児童相談所及び一時保護所の第三者評価を実施）

### 3 評価方法

日本児童相談業務評価機関が作成した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2023年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

令和5年6月から自己評価及びアンケート調査を開始し、8月21日、22日の実地調査を経て、令和6年1月に評価機関から報告書を受審した。

#### (1) 自己評価

58の評価項目について、児童相談所職員それぞれが自己評価を行い、所全体のとりまとめ評価を実施した。

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	こどもの権利擁護と最善の利益の追求	4項目
第Ⅱ部	児童相談所の組織	8項目
第Ⅲ部	こどもの生命を守るための虐待相談対応と進行管理	18項目
第Ⅳ部	社会的養護で生活するこどもへの支援	14項目
第Ⅴ部	社会的養育の推進	3項目
第Ⅵ部	家族とのかかわり・家族への支援	4項目
第Ⅶ部	市町村や関係機関との連携	7項目
	合計	58項目

#### (2) こどもへのアンケート

児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこども（施設入所中（里親委託含む）や在宅指導中）を対象にアンケート調査を実施した。

＜主なアンケート内容＞ ※アンケートの質問項目は18項目

- ・施設等で生活することになった際、児童相談所からその理由の説明を受けましたか
- ・児童相談所の担当職員は、半年以内にあなたに会いにきましたか、よく話を聞いてくれますか など

#### (3) 関係機関へのアンケート

児童相談所から措置を受けたこども（全年齢対象）がいる施設や里親、また、管轄市町村を対象にアンケート調査を実施した。

＜主なアンケート内容＞ ※自己評価で行う58項目について、関係機関が評価

- ・こどもの意見や意向を尊重する対応を行っているか
- ・指導や措置を行っているケースの進行管理が適切に行われているか など

#### (4) 実地調査（評価委員が(1)～(3)の評価結果を踏まえ、現地でヒアリング調査）※R5.8.21～22で実施

所長、マネジメント層へのヒアリング、援助方針会議の傍聴、個別事例のヒアリング、新人職員へのヒアリング（1～3年目の児童福祉司、児童心理司等）、新人スーパーバイザー（SV）ヒアリング（SV経験の短い児童福祉司、児童心理司等）、施設見学、フィードバックを評価委員が実施する。

#### 4 評価結果

評価ランク	S	A	B	C	合計
第Ⅰ部 こどもの権利擁護と最善の利益の追求	1	3	0	0	4
第Ⅱ部 児童相談所の組織	0	2	5	1	8
第Ⅲ部 こどもの生命を守るための虐待相談対応と進行管理	0	17	1	0	18
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	0	12	2	0	14
第Ⅴ部 社会的養育の推進	0	1	2	0	3
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	0	4	0	0	4
第Ⅶ部 市町村や関係機関との連携	0	6	0	1	7
合計	1	45	10	2	58
割合 (%)	2%	78%	17%	3%	100%

##### 【評価ランクの考え方】

- S：優れた取組が実施されている。他の児童相談所が参考にできるような取組が行われている状態。  
A：適切に実施されている。よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態。  
B：取組が十分でない。「A」に向けた取組の余地がある状態。  
C：重点的に改善が求められる。または実施されていない。

#### 5 総評

##### (1) 評価の高い点

- こどもの安心・安全を図ることを最優先課題とし、こどもと向き合い、こどもの声を聴こうとする姿勢が、至る所で見られる。一時保護児童の登校支援について、全職員を挙げて実現していることは特筆すべきものである。
- 児童養護施設に措置された子どもについては、年2回の権利擁護面接、年2回のケースカンファレンス、月1回の支援会議だけでなく、施設で困っている時に迅速な対応と柔軟なサポートがされており、施設からの信頼も厚く、日頃の連携と努力の成果が見られる。
- 保護者に対して粘り強く丁寧な支援を継続している。「子育て応援リーフレット」を活用するなど、保護者に対して可視化されたわかりやすい説明を心がけており、支援プログラムを個別に実施し、保護者の都合を優先して夕方以降の通所対応を多くするなど取組は高く評価できる。

##### (2) 今後期待される点

- 効果的な援助方針会議の実施、的確なアセスメント、ケースの進行管理等を実現するためには、S Vに大きな負担がかかる実態を改善し、職員を支える組織体制の再構築が望まれる。
- 里親支援は、民間委託も含めた里親支援体制の構築の検討が望まれる。
- 児童相談所での専門支援から市町村での生活支援に引き継ぐにあたり、結果として児童相談所が担当として継続しているケースが多く、市町村への引継ぎの手順の確立が求められる。

##### (3) 改善が必要な点

- 月の超過勤務時間が、80時間を超える職員が見られる。労働環境を早急に改善する必要がある。
- 児童指導員での宿直が完結する体制を早急に確保し、児童福祉司や児童心理司の応援宿直を解消することや、一時保護児童の登校支援に係る送迎対応職員を確保することで、業務負担の軽減を図ることが急務である。
- 社会福祉審議会児童福祉専門分科会への意見聴取事例がない。意見聴取が必要な事例に限らず、対応困難事例等、児童相談所が必要と認める場合、積極的に活用し、第三者の視点から新たな気づきや配慮点等意見を聴取し、児童相談所の支援の的確性を確保することが必要である。

#### 6 改善を指摘されたこと等への対応

- 令和6年4月から社会福祉法人鳥取こども学園が新たに児童福祉施設として位置付けられる「里親支援センター」を設置する予定であり、民間団体とも協働し、里親支援体制の強化を図る。
- 令和6年度組織定数において一時保護担当職員の増員（1名）するとともに、一時保護児童の登校支援に係る送迎業務は、会計年度任用職員（運転士）の配置及び送迎業務の民間委託を実施し、一時保護業務の負担軽減を図る。
- 困難事案の支援内容等については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に、積極的に意見を求め、支援策の充実を図る。
- 米子児童相談所に限らず、他の児童相談所も時間外勤務が多いため、引き続き、児童相談所業務の効率化を図る取組を継続していく。

# 鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）素案に係る パブリックコメントの実施について

令和6年2月22日  
家庭支援課

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」という。）が令和6年4月に施行されるに伴い、同法第8条に基づく都道府県計画として、「鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）」を策定します。

この度、計画の策定に向けて、下記のとおり計画素案に対するパブリックコメントを実施することとしましたので、報告します。

## 1 パブリックコメントの意見募集期間

令和6年2月27日（火）から3月15日（金）まで

## 2 「女性支援法」の概要（令和4年5月公布、令和6年4月施行）

生活困窮や性暴力・性犯罪被害、孤独・孤立等女性をめぐる様々な課題に対応するため、令和4年5月に、議員立法により、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定した「女性支援法」が成立した。これにより、「女性相談支援センター」、「女性相談支援員」、「女性自立支援施設」が設置され、困難な問題を抱える女性を対象とした専門的な支援を包括的に提供する制度が構築される。

→令和6年2月定例議会に鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部改正を提案中

## 3 計画策定に向けての関係者からの意見

### （1）関係機関・関係団体の主な意見（女性支援に関わる関係機関等を訪問し、意見聴取）

- ・女性相談支援センターは、DV相談だけでなく、困難を抱える女性を広く支援するための機関であることを広く周知することが必要である。
- ・相談窓口が分からない時のコーディネートや、生活困窮や障がい、ひとり親等の各種相談機関との連携支援を調整する機関が必要である。
- ・女性相談支援センターが実施する一時保護後の生活再建支援や、在宅生活に不安がある女性に対する自立支援の充実が必要である。

### （2）本計画策定検討会委員の主な意見（計画検討委員は、弁護士、産婦人科医師、臨床心理士、女性支援・被害者支援団体、スクールソーシャルワーカー等8名で構成）

- ・様々な背景や事情を抱えていることで自ら相談することができない女性に対して、相談窓口を紹介するだけではなく、相談に確実につながるまでを伴走する支援の充実も重要である。
- ・問題が複雑化・複合化していることが多いため、各種相談機関による連携支援が重要。女性相談支援センターの支援調整機能の強化が必要である。
- ・支援の狭間を生じさせないよう、市町村の女性相談支援の強化や包括的相談支援体制の推進が必要である。

## 4 計画の概要（案）

- ・本県が従来から先駆的に実施してきたDV被害者等支援の取組を活かし、新たな女性相談支援センターを中心とした支援の基本的な目標と施策の推進に関する計画とする。

※ 女性支援に関わる関係施策における各種計画（鳥取県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画、鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画、鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画等）との整合性を図る。

- ・期間 令和6年度から令和10年度までの5年間
- ・概要

- 1 計画の基本的な考え方
  - （1）策定の趣旨
  - （2）支援の対象者と基本理念
  - （3）計画の目標
  - （4）計画の位置づけ
  - （5）計画の期間
  - （6）計画の推進における県、市町村、関係機関・関係団体の役割
- 2 現状及び課題
- 3 基本目標と施策の方向性

## 5 スケジュール

令和6年3月19日 常任委員会へのパブリックコメント実施結果の報告  
3月末 計画策定

# 「鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）」の素案

## 1 計画の基本的な考え方

### (1) 策定の趣旨

- 売春防止法における支援対象は、「売春を行うおそれのある女性」とされており、社会情勢の変化による女性の支援ニーズが多様化しても、そうした変化に対応するための法改正は行われないうまま、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等に基づいて対象を拡大することによって支援や保護を行ってきた。
- こうした中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「女性支援法」という。）が成立した。
- 鳥取県においては、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、鳥取県婦人相談所を設置し、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）による被害者支援を中心とした取組を先進的に推進しながら、支援や保護を必要とする女性の支援を行ってきた。
- 鳥取県の本計画は、女性支援法や国の基本方針の内容を受け、これまで先駆的に推進してきたDV被害者等支援の取組を活かし、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものである。

### (2) 支援の対象者と基本理念

- 女性支援法第2条において「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）という。」と規定されており、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から対象とされていた者を含め、女性支援法による支援の対象となる。
- また、国の基本方針にあるように、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望まれる。
- 鳥取県は、支援対象者の意思や意向を最大限に尊重しながら、関係機関等と連携・協働し、支援対象者一人一人のニーズに応じた包括的かつ継続的な支援を実施する。

### (3) 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことのできる社会の実現

### (4) 計画の位置づけ

- 困難な問題を抱える女性には、性的な被害やDV、生活困窮、疾病や障がい、ひとり親家庭、介護、外国人、社会的養育経験者など、それぞれの背景や事情に起因する様々な問題が生じており、複合化・複雑化していることも多くある。
- こうした問題の解決には、それぞれの問題に関する多様な関係施策による関係機関との連携が重要で、各分野においても、支援施策の充実や、連携・協働が図られている。
- 鳥取県の本計画では、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」をはじめとする様々な問題に関する多様な関係施策における各種計画との整合性を図り、主に、女性支援法第9条に規定される「女性相談支援センター」を中心とした基本的な目標と施策の実施に関する計画とする。

## (5) 計画の期間

令和6年度から令和10年度の5年間

ただし、国が策定した基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直す。

## (6) 計画の推進における県、市町村、関係機関・関係団体の役割

- 国の役割
- 県の役割
- 市町村の役割
- 関係機関・関係団体の役割

## 2 現状及び課題

### (1) 鳥取県の困難な問題を抱える女性への支援に関する現状

- ア 県女性相談支援センターの設置状況
- イ 女性相談支援員等の設置状況
- ウ 県内における女性相談件数
- エ 県女性相談支援センターにおける一時保護の実施体制と件数
- オ 市町村女性相談窓口
- カ 関係機関・関係団体等

### (2) 課題

県内の行政支援機関や民間支援団体における対応状況やヒアリング調査及びアンケートにより、支援や保護を必要とする対象者像や、対策の強化が必要となる事項を把握し、課題整理を行った。

- ア 支援対象として把握されていない女性を早期に発見し、必要な支援につなげること
- イ 制度の狭間や支援の切れ目をなくすための支援調整機関の明確化
- ウ 一時保護の充実
- エ 生活再建や自立支援のための支援の充実
- オ 市町村や関係団体等との支援体制の強化

## 3 基本目標と施策の方向性

### (1) 基本目標

計画目標 困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことのできる社会の実現

- 基本目標① 安心して相談できる体制づくり及び支援が届きにくい女性への支援体制づくり
- 基本目標② 女性が抱える様々な困りごとに多機関で対応できる支援体制づくり
- 基本目標③ 生活再建や自立支援のための支援の充実
- 基本目標④ 支援の切れ目をなくすための支援調整の強化と支援体制の構築

### (2) 施策の方向性と推進項目

基本目標① 安心して相談できる体制づくり及び支援が届きにくい女性への支援体制づくり

#### 【施策の方向性】

- ・女性の健康や人権の尊重、男女共同参画社会の意識醸成の推進
- ・早期把握のためのアウトリーチ支援及び伴走型支援の充実
- ・相談支援の充実

#### 【推進項目】



(1) 女性の健康や人権の尊重、男女共同参画社会の意識醸成の推進

- ①人権尊重の社会づくり
- ②DV等暴力防止対策
- ③男女共同参画社会づくり

(2) 早期把握のためのアウトリーチ支援及び伴走型支援の充実

- ①DV被害者支援、女性相談支援員等の人材育成
- ②関係機関や関係団体との連携強化

(3) 相談支援の充実

①県女性相談支援センターにおける相談支援の充実

- ・女性相談支援員等の研修の実施
- ・福祉事務所や市町村、関係機関・関係団体等との連携の強化

②県における相談支援の充実

- ・母子・父子自立支援員（県福祉事務所）
- ・男女共同参画センターよりん彩
- ・人権相談窓口
- ・性暴力被害者支援センターとっとり
- ・生活困りごと相談窓口
- ・ひとり親家庭の方に寄り添う相談窓口
- ・外国人相談窓口

③福祉事務所や市町村、関係団体等における相談支援充実の支援

- ・女性相談支援員や市町村職員等、相談支援に携わる担当者を対象とした研修の実施や情報提供

**基本目標② 女性が抱える様々な困りごとに多機関で対応できる支援体制づくり**

**【施策の方向性】**

- ・相談者一人一人について、女性が抱える様々な困りごとに応じた関係機関が、一つのチームとなって対応するための支援体制の強化

**【推進項目】**

- ・県女性相談支援センターの支援調整機能の強化
- ・女性相談支援員等、相談支援に携わる担当者を対象とした研修の実施や情報提供
- ・様々な分野の各種相談機関とのネットワーク構築

**基本目標③ 生活再建や自立支援のための支援の充実**

**【施策の方向性】**

- ・DV被害者等の緊急一時的な生活支援の充実
- ・地域生活の移行に向けた支援体制の強化

**【推進項目】**

- ・県女性相談支援センターの一時保護の充実
- ・「県ステップハウス運営事業」の充実と利用の促進
- ・地域生活への移行と地域生活安定に向けた支援の強化

※「県ステップハウス運営事業」

自立生活が困難な配偶者等からの暴力被害者及び様々な困難を抱える女性などの中間施設として、安心して安全に生活できる場を一時的に提供し、入所者の生活や就労の支援及び精神的ケアを行い、社会で自立生活を送ることができるための支援を実施する事業。

**基本目標④ 支援の切れ目をなくすための支援調整の強化と支援体制の構築**

**【施策の方向性】**

- ・ 対象別制度の狭間やライフステージの狭間で、支援の切れ目をつくらない支援体制の強化
- ・ 一時保護等から地域生活への移行支援の体制強化
- ・ 福祉事務所や市町村における女性相談支援の強化と市町村包括的支援体制の推進
- ・ 様々な分野の各種相談機関とのネットワーク構築

**【推進項目】**

- ・ 県女性相談支援センターの支援調整機能の強化
- ・ 女性相談支援員等、相談支援に携わる担当者を対象とした研修の実施や情報提供
- ・ 様々な分野の各種相談機関とのネットワーク構築
- ・ 市町村の包括的支援体制整備の推進

## 平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

令和 6 年 2 月 22 日  
子ども発達支援課

平成 30 年 12 月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案を検証する社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童支援部会」について、委員構成及び第 1 回児童支援部会の開催について報告します。

### 1 児童支援部会の委員構成

区分	分野	氏名	所属等
委員	学識経験者（幼児教育）	菅田 理一	鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授
	児童福祉関係	田中 俊幸	民生委員
		徳岡 洋子	児童養護施設米子聖園天使園 施設長
		加藤 由利	母子生活支援施設のぞみ 職員
		森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会 理事
行政関係	橋本 浩之	鳥取市健康こども部長	
臨時委員（予め指名）	法律関係	渡邊 大智	弁護士
臨時委員	県外学識経験者（障がい児者福祉）	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授 （こども家庭庁「こども家庭審議会障害児支援部会」委員、厚生労働省「障害児通所支援に関する検討会」委員長、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」座長など）
	医師（脳神経科医）	前垣 義弘	鳥取大学医学部脳神経小児科学分野教授

※臨時委員(予め指名)の大谷英之医師（小児科医）については、死亡児童が当時 18 歳であったこと、てんかんは専門外であることから、本死亡事案の検証には参加しない。

※部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

### 2 第 1 回児童支援部会の開催

日時 令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 3 時～5 時

場所 県庁特別会議室

議題

- (1) 部会長の選任について
- (2) 会議及び会議結果の公開、非公開について
- (3) 平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について
  - ア 検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等について
  - イ 本事案の概要等について
  - ウ 本事案における課題の抽出（案）について

## 令和5年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和6年2月22日  
総合教育推進課  
教育総務課

令和5年度第2回の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その概要を報告します。

1 日時・場所 令和6年2月16日（金）午前10時から11時40分まで（鳥取県庁 特別会議室）

2 出席者 知事、有識者委員、教育長、教育委員 計12名

### 3 概要

#### (1) 意見交換のテーマ

鳥取県の「教育に関する大綱」の改訂について 別紙

<改訂の概要>

##### ■第一編（令和5年度から8年度までの中期的な取組方針）

鳥取に愛着を持ち、県外に進学・就職しても、将来にわたり「ふるさと鳥取」を思い、支えようとする意欲を養う「ふるさとキャリア教育」を推進し、高大連携や学齢に応じたふるさとキャリア教育を産学官の連携を深めながら発展させる旨を盛り込む。

##### ■第二編（第一編に沿った毎年度の重点取組施策、数値目標）

令和6年度の重点取組施策に改訂するとともに、目標値を達成した指標を引き上げる。

#### (2) 主な意見

##### <学力向上・英語教育の推進について>

- ・これまでの会議での意見を反映し、大学とも連携して解析データをもとに学力向上施策をしていこうという、教育委員会の熱意を感じる。
- ・子どもの理解度には差がある。例えば一律に宿題を出すのではなく、ICTも組み入れながら、子ども自身が宿題の計画を立てて、その計画を実行する小さな成功体験を重ねるなど、自らPDCAサイクルを回す仕組があってもよいのではないか。
- ・子どもたちのそれぞれの学力、理解度に応じた学びの仕組として、eラーニング教材（すらら）を組み込むことが考えられる。
- ・児童生徒の英語力向上は教員の英語力と指導力が大切である。高校において英検準一級以上の教員は99%に達しているのなら、別の国際基準規格などで指標設定してはどうか。また、国際バカロレアの一期生が令和7年度には卒業し、海外進学者も出ると思うので、海外進学実績を指標として入れた方がよいのではないか。
- ・英語は小学校で習った基礎が身につけていることを前提として、中学校1年で一気に難しくなるため、つまづかないよう小学校からの接続がとても重要である。
- ・鳥取県はALTが多い恵まれた環境にあるため、例えば鳥取の名所をALTとめぐるツアーなどを企画し、子どもたちが英語で景勝地を表現するなど、コミュニケーションをとる機会を増やすことも英語力向上につながる。

##### <ふるさとキャリア教育について>

- ・都会になく、鳥取でないとできないことといえば、人との関わりの体験を豊かに持てるということである。知識だけでなく人と関わることで社会の課題が解決するという体験を学校教育の中で作っていくことが大事だと思う。
- ・県内定着について考える時に、なぜ鳥取から出て行きたいと思ってしまうのか、なぜ鳥取に魅力を感じないか、何とか鳥取を盛りあげていきたいという意思が浮かばないのかという切り口で、アンケートなどにより子どもたちの実態を知る必要があるのではないか。
- ・高校生やその保護者に向けて、企業の新人社員が自分たちの会社を意気揚々と紹介するような場面があれば、鳥取の企業の良さを感じられ、高校生も新人社員も成長につながると思う。

### <働き方改革について>

- ・教育課題が増え、現場の先生が忙しくなりすぎる懸念もある。働き方改革の視点から、新しいことをやる一方で、やめる、減らすということも大切である。様々な施策の中でどこに焦点をあてていくかが重要である。

### <不登校対策>

- ・不登校は突然やってくるものだと思うが、学校以外にも学びの選択肢となる受け皿があることをほとんどの保護者が知らないのではないか。フリースクールをはじめ子どもたちが安心して学べる多様な受け皿があることを知っていれば、保護者は子どもにとって何が1番良いか親として考える余裕を持つことができる。一人で悩まず相談できる場があることをPTAにおいても共有したい。
- ・学校現場は、「学校以外の学びの選択肢」と、「登校させないといけない、不登校出現率を下げないといけない」というジレンマの真っ只中にあると思う。そこから、学びの選択肢が増えたということについて、学校の先生や保護者、子ども本人もそれでいいんだという合意形成、土台が育っていけばいいと思う。

### <幼保小連携、小中連携について>

- ・5歳児健診をやっているが、その情報が学校に伝わり、どう支援につなげていくかが大切である。共有された情報が、幼保小連携の中で生かされ、早め早めに切れ目なく支援することで学力向上にもつながってくると思う。
- ・小中の連携については、情報が丁寧に引き継がれているが、これは、何か問題が生じる前に手立てができる、未然防止につながる情報なので、引き継いだ情報を活用する仕組みを作り、うまくいっている事例があればその仕組みを広めていくことが必要ではないか。

### <部活動地域移行>

- ・部活動が地域クラブに移行するという情報が先行しているが、いつどうなるのか正確な情報は保護者に入っていないため、焦って子どもをクラブに入会させるなど混乱が生じている。正確な情報を届けていただく必要があると思う。
- ・地域移行の検討状況は市町村によってまちまちで、地域に合った手法を工夫しているが、体制が完全に整っていない状況であっても、今こんなふうに進めているという情報を届けていかないといけないと思う。
- ・地域移行の情報、不登校の相談窓口や学校以外の学びの受け皿など必要な情報が必要な人に届くよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を活用して発信するなど工夫していきたい。

### <県立高校のあり方>

- ・一昨年の出生数は4千人を切った。15年後に高校生となる子は3千人台という危機的な数字であり、子どもたちが減っている中で、高校にどう魅力化を進めていくのか考える必要がある。

## (3) 知事総括

- ・少子化の現実と向き合い、高校をどうしていくのか、特色ある高校づくりは新年度の大きなテーマになる。県民の関心も高い分野であり、しっかりと出口に行き着くよう十分に議論しなければいけないという話もあり、見直しも含めた議論の重要性についても大綱に盛り込む必要がある。
- ・教育委員会の中だと、どうしても学校中心となりがちだが、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの受け皿があるという情報が、悩んでおられる保護者や家庭、子どもに届くよう工夫していくことが必要。
- ・英語教育で、教員の指導上の指標の設定や、英検 IBA テストをトレーニングの一つのツールとして活用していくこと、PDCA サイクルを回すような、子どもたちが自分で計画して学習目標を達成していくような指導など、子どもたちが伸びる環境をどう提供していくのか、今後も教育委員会と議論して参りたい。

## 4 今後の予定

「教育に関する大綱」について、今回の総合教育会議等での意見を踏まえ、3月末を目途に改訂を行う。

## 鳥取県の「教育に関する大綱（令和5年7月）」の一部改訂について

令和6年2月16日  
総合教育推進課

## ○第一編（令和5年度から令和8年度までの中期的な取組方針）

学生の都会志向、就職先の大手志向の強まり等を要因として若者の県外流出が活発となる中、鳥取に愛着を持ち、県外に進学・就職しても、将来にわたり「ふるさと鳥取」を思い、支えようとする意欲を養う「ふるさとキャリア教育」を推進し、高大連携や学齢に応じたふるさとキャリア教育を産官学の連携を深めながら発展させる旨を盛り込む。

## ○第二編（第一編に沿った毎年度の重点取組施策、数値目標）

令和6年度の重点取組施策に改訂するとともに、目標値を達成した指標等を引き上げる。

## ＜第二編（令和6年度重点取組施策）～新規・拡充事業の主なもの～＞

項目	新規・拡充する施策の概要
1	<p><b>主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進</b></p> <p><b>学力向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や大学等との連携により、県独自の「とっとり学力・学習状況調査」の外部有識者による解析データ等をもとにした教育施策立案に向けたモデルを構築する。</li> <li>生徒の英語力を定点及び経年で把握・分析し、各学校での指導と評価を充実する。</li> <li>英語4技能統合型の授業改善、専科教員の英語力や指導力向上など各種研修会の実施。</li> </ul> <p><b>令和8年度以降の県立高等学校の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特色の明確化も含めた抜本的な改革を検討し、基本計画の策定を進める。</li> </ul>
2	<p><b>社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進</b></p> <p><b>ふるさとキャリア教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学生親子企業見学ツアーと体験発表、ふるさと鳥取の魅力を紹介するCMコンテスト、地域課題等をテーマに生徒と企業等との協働により行う地域探究と成果発表会の実施に加え、県内高等教育機関の学生等と共に課題探究に取り組むなど高大連携を深める。</li> <li>統合型教育ポータルサイトへの県内企業情報の掲載、地元企業若手社員との交流機会の設定、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話などを通じて、優れた企業との接触機会を増大し、子どもたちの探究学習につなげる。</li> </ul>
3	<p><b>誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり</b></p> <p><b>不登校対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が一人で悩みを抱え込むことのないよう、保護者等に向けた相談窓口や多様な学びの選択肢に関する情報へのアクセス向上を図る。</li> </ul> <p><b>令和6年4月に開校する県立夜間中学「まなびの森学園」の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の可能性を引き出す学びの場として展開しながら、体験授業等を通じて継続的なニーズの掘り起こしを進める。</li> </ul> <p><b>主権者教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中高特別支援学校のそれぞれの発達段階に応じて、地方公共団体の業務や自分の地域課題に関する知識、理解も深めつつ、実際の選挙さながらに自ら地域課題の解決方法を考えるような主権者教育に活用できる教材を作成し、教科等による指導や総合的な学習（探究）の時間などへ組入れる。</li> </ul>
4	<p><b>一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実</b></p> <p><b>ICTを活用した多様な学びの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの状態に応じた一人一台端末を活用した効果的な学習方法の実践研究や、有識者による指導助言等を通じて、特別支援教育におけるICT活用の一層の充実を図る。</li> </ul> <p><b>“障がいを知り共に生きる” 理念を伝えるあいサポート運動の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての小学生にあいサポート運動の学習機会を提供し、あいサポートキッズの養成を進める。</li> </ul>
5	<p><b>健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興</b></p> <p><b>休日における中学校部活動の地域移行を見据えた取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行の受け皿として、新たな「地域クラブ」立ち上げに係る支援、中学校部活動指導員の配置支援により体制を整備する。</li> </ul> <p><b>子どもの興味・関心に沿った発表機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの興味・関心に沿った軽音楽等の活動成果の発表機会を創設するなど、子どもたちの活躍を支援する取組を進める。</li> </ul>